

下関市サッカーリーグ 感染予防ガイドライン

下関市サッカー協会社会人連盟は、主管する下関市サッカーリーグ(以下、リーグ)において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策として、下記の通り「感染予防ガイドライン(以下、ガイドライン)」を策定し、リーグ参加チーム、選手及び関係者に周知徹底を行います。

このガイドラインを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、リーグへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることとします。

1. 基本的順守事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（ゲーム中以外はマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 試合中以外は、他の参加者、運営スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。
- ⑤ 会場内で大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために会場管理者が決めたその他の措置の遵守、会場管理者の指示に従うこと。
- ⑦ リーグ参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、または濃厚接触者となった場合は、速やかに報告すること。

2. リーグ会場、試合中での順守事項

- ① 選手・審判員・運営担当共通順守事項
 - ・ゲーム開始直前、ハーフタイム、ゲーム終了時受付窓口には、手指消毒剤を行うこと。
 - ・共用のスライズボトルの使用は厳禁とする、各自専用の水筒やペットボトルを用意する事、また市販のペットボトルを使用する場合はマジックで名前を書く等、他の者が間違えて飲水しないように注意を払う。
 - ・ゲーム中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
 - ・タオル等、汗を拭うものを共有しないこと。
- ② 選手の順守事項
 - ・ピブス、ユニフォームの着回しをしない事、特にGKが負傷しFPがGKとなる場合、負傷したGKのユニフォームを着用せず、ピブスでの出場を認めることとする。
 - ・今まで以上にリスペクトの精神を持ち、審判員や相手チーム選手に対し、大声で抗議したりすること

を厳に慎むこと。

- 得点シーン等喜びを分かち合うシーンで、握手やハイタッチ等、手部を接触するような行為を慎むようお互いに注意しあうこと。

③ 審判員の順守事項

- 試合前、終了後の対面挨拶や握手はさせない、試合前にタッチライン外での用具チェックが済んだらその場でコイントスを行い、そのままフィールドインさせること。
- 主審はホイッスルの貸し借りを厳禁とする、必ず自身のホイッスルを忘れずに持参すること。
- 審判着の貸し借りを厳禁とし、チームで審判着を用意している場合は、洗濯したものを担当試合に準備し、使用後は必ず洗濯すること。

④ 第4審担当の順守事項

- マスク必ず着用し、複数で行う場合は常に適切な距離を取ること。
- ゲーム前、メンバー表受け取りの際に1-①に規定する参加不可者がいないか確認を行う。
- 試合後には必ず試合使用球、副審フラッグ等用具をアルコールで消毒すること。
- 選手交代の場面では正面向き合わず、横並びで任務に当たること。

⑤ チーム責任者の順守事項

- 交代要員にはゲーム中2m以上の距離を保って待機させること(ベンチが狭い場合はスタンド等の使用も認めることとする)。
- ゲーム中、必要以上の大声で指示を出さない。
- 2-①及び②事項を選手が順守するよう、指導管理すること。
- 当日出たゴミは選手単位、またはチームの責任で必ずすべて持ち帰ること。施設内自動販売機で購入した飲料でも、施設のゴミ箱を使用せず、必ず持ち帰り適切に処分すること。
- チーム内で使用する消毒剤についてはチームで用意すること。

⑥ 運営担当チームの役割

- ガイドラインを順守できているか？ 常にチェックを行い、必要な場合はブロック代表に連絡を取り指示を仰ぐこと。

⑦ 観戦者について

- 各チームは、チーム関係者や家族等がゲーム観戦をする場合、可能な限り最小数に抑え、2歳未満乳幼児を除き、必ずマスクを着用させ、ソーシャルディスタンスを順守するように指導すること。

⑧ 会場について

- トイレを除く室内施設の利用は厳禁とし、乃木浜の利用料金支払いについては、マスク着用の上、短時間で終わらせるように協力する。
- 向洋G、彦島Gについては、他競技利用者との接触を出来る限り避けるようにする。

3. リーグ参加した者から感染者及び濃厚接触者がでた場合の報告

各チーム代表は、別紙様式に記載した書面をブロック代表に速やかに提出すること。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② リーグ参加の状況
- ③ 発症経過等、わかる範囲で報告すること

報告を受けたブロック代表は速やかに連盟主幹原田に報告書の写メを添付して報告すること。

下関市サッカー協会理事長への報告は、連盟主幹が行う事とし、以後の対応については、協議の上各チームへ連絡することとする。

4. その他

このガイドラインは国内感染状況や疾病研究成果、行政機関の感染対策指針の変更等により、必要に応じて随時変更する。

下関市サッカー協会社会人連盟は、このガイドラインを遵守し、サッカー競技を通じて地域の方々に僅かでも元気と勇気を感じてもらえる存在になることを目指す。

2020.5.24 策定

文責 下関市サッカー協会社会人連盟 主幹 原田 幸清